

学校給食センター運用開始以降の各年度における給食残渣量

単位：kg

平成30年度 (9月～)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (～1月)
18,378	23,048	34,090	23,915	21,400

令和5年1月16日に市内の小、中学校の給食で提供されたとんかつ（小学校：30グラム、中学校：40グラム）の学校ごとの食数

小学校（30g）

学校名	個数
有帆小学校	137
高千帆小学校	691
高泊小学校	235
小野田小学校	353
須恵小学校	479
赤崎小学校	247
松原分校	10
本山小学校	154
厚狭小学校	620
厚陽小学校	66
出合小学校	157
埴生小学校	207
学校給食センター	42
計	3,398

191,940g

中学校（40g）

学校名	個数
高千帆中学校	511
小野田中学校	356
竜王中学校	206
松原分校	13
厚狭中学校	374
厚陽中学校	42
埴生中学校	105
計	1,607

64,280g

Total 166.22kg

現在位置 [ホーム](#) > [くらしの情報](#) > [子育て・教育](#) > [学校教育](#) > [学校給食](#) > [学校給食において一部根菜の皮をむかずに提供します](#)

[WWW](#)[Twitter](#)[印刷する](#)

更新日：2022年10月21日

学校給食において一部根菜の皮をむかずに提供します

市教育委員会と各学校は、各学校に配置された栄養教諭や栄養士による給食の味付けや調理方法の工夫、給食時間に担任教諭による指導および放送での呼びかけ、リクエスト献立の推進等の取り組みにより、食べ残しの減量化に取り組んでいます。

食べ残しの減量化に加えて、食材の切りくずを減らす取り組みとして、国が毎年10月に定める食品ロス削減月間及び3R(リユース・リデュース、リサイクル)推進月間にあたる令和4年10月から、学校給食で提供する人参・大根・蓮根の皮を剥かない取り組みを始めますのでお知らせします。

なお、野菜の皮を剥かない取り組みは、ゴーヤやきゅうりなどの一部野菜において、流水による徹底洗浄のもとで実施済みであることを申し添えます。

関連リンク

▶ [学校給食の食品ロスを減らす取り組み](#)

このページは、以下のSDGsのゴールと関連しています。



[SDGsとは](#)

食べ残しと食材の切りくず等を資源化・再利用する取り組み

食べ残しと食材の切りくずの堆肥化

平成30年度から学校給食センターから発生する野菜の切りくずや、学校給食センターから給食を提供している学校で発生した残食は、堆肥化できるよう民間業者に委託しています。

また、令和2年度からは、ごみの減量化を目指し、取手西小学校(モデル校)に生ごみ処理機を導入しました。

[取手西小学校で生ごみ処理機を使った環境授業を行いました](#)

廃食用油の再利用への協力

市立小中学校の給食室と学校給食センターで使用した調理用の油を、バイオディーゼル燃料の原材料として利活用できるよう牛久市と連携しています。

食品ロス削減の観点から食材の切りくずを少なくする取り組み

食べ残しを減らすだけでなく、食材の切りくずを少なくすることも重要です。取手市では、食育、食品ロス削減、持続可能な開発目標(SDGs)の達成の観点から、本来食材の切りくずとなる部位等を活用した献立の定期的な提供を目指しています。

その他取り組み

感染症の拡大防止による学校の臨時休業が急遽発生した際、肉類等の事前加工を要する食材を例に挙げると、直近での注文キャンセルができない場合があります。

食材を廃棄しないようにするため、過去の事例として、市立保育所や市内福祉事業所に食材を寄付した他、臨時休業をしていない市立小中学校の給食で食材を活用しました。

小牧市地域こども子育て条例が制定されました

更新日：2017年08月31日

本市では、地域全体でこどもを育むまちづくりを目指し、小牧市地域こども子育て条例の制定に向けた取組みを進めてきました。このたび「小牧市地域こども子育て条例」が平成28年4月1日に施行されましたので、条例の内容をご紹介します。

条例の目的及び内容

「こどもを中心に世代を越えて、市民がつながり、あたたかく支え合う、暮らしやすい魅力あるまち」を目指して、平成27年5月に「こども夢・チャレンジNo.1都市宣言」を行いました。

小牧市地域こども子育て条例の目的は、この「こども夢・チャレンジNo.1都市宣言」をふまえ、地域全体で子育てや子育てを支え合うまちを実現することです。市のみで、あるいは家庭のみでこの目的を実現することはできませんので、関係機関・団体はもちろんのこと、市民一人一人の協力が重要です。

このため、本条例では、こどもの権利を尊重することも含めて、こども及びこどもが育つ家庭を支援し、応援することについての基本的な考え方を定めるとともに、保護者、地域住民、事業者、学校等及び行政などがそれぞれの特性を活かしながら責務を果たし、互いに緊密な連携を図ることについて規定します。

[小牧市地域こども子育て条例 \(PDFファイル: 206.8KB\)](#)

[小牧市地域こども子育て条例 条文解説 \(PDFファイル: 708.8KB\)](#)

[小牧市地域こども子育て条例パンフレット \(PDFファイル: 5.2MB\)](#)

条例制定の効果

条例制定の効果として次のようなものがあげられます。

(1) こどもの施策の総合的・効果的な推進

こどもに関連した施策を推進していくための法的な基盤が整備され、施策を効果的に推進することができます。

(2) 市全体で子育てを推進する体制の整備

地域ぐるみでこどもの育ちを応援するために、家庭、地域、学校、企業等が相互の連携を図るとともに、子育てに関する市民の意識を高めるなど、まち全体で支援していく体制が整い、地域の教育力の向上につながります。

(3) こどもの権利の理解促進

こどもとともに大人も「こどもの権利」を学び、今まで以上に「こどもの権利」の理解が深まります。

↓

こどもを中心に世代を超えて市民がつながり、あたたかく支え合い、暮らしやすい、魅力あるまちになる。

これまでの取組み

平成26年度

庁内の複数の部課で組織するプロジェクトチームを立ち上げ、調査、研究を進めました。

平成27年度

地域のまつりでの街角ワークショップ開催、市政モニターや児童館へ来館するこどもへのアンケート、こども議会、タウンミーティング、パブリックコメントの実施等、様々な機会を捉えて市民の皆さんから意見を伺いながら、公募市民や学識経験者などで構成する検討会議で検討を重ねてきました。

LINE相談について

大津市では、LINE上で、中学生からの友だち関係やいじめなど、困りごとに関する相談受付を実施しています。

相談するためには、「**おおつ中学生相談ライン**」に友だち登録する必要があります。

大津市立中学校に友だち登録するための「QRコード」が入ったポスターやカードがありますので、QRコードを読み取って、友だち登録してください。



LINEを利用した相談の概要

相談受付時間

平日（年末年始は除きます）
17時から21時

相談が集中した場合等は、相談実施時間中であってもすぐに返信ができない場合があります。混雑中や、時間外に急ぎで相談したい場合は、電話による相談窓口をご利用ください。

おおつこほっとダイヤル（いじめ対策推進室）

0120-025-528
月～金曜：9時から17時まで（火曜は20時まで）
休み：年末年始・祝休日

実施結果（平成30年度）

相談回数等

延べ相談対応回数：466回（1日あたり1.91回）
【うち、やりとりのあった回数 323回（1日あたり1.32回）】
相談者数：171人（1日あたり0.70人）
友だち登録数：374人(3月31日時点)

LINEの相談窓口としての必要性及び特徴と有効性

必要性

本市におけるアンケート調査結果（平成30年度実施：中学生）においては、

1. 相談窓口として、相談しやすい窓口はLINE相談が最も多い。
2. 相談しやすい理由は、80%以上が「気軽に相談できるから」と回答しています。
3. LINEの利用状況は、7割を超えています。

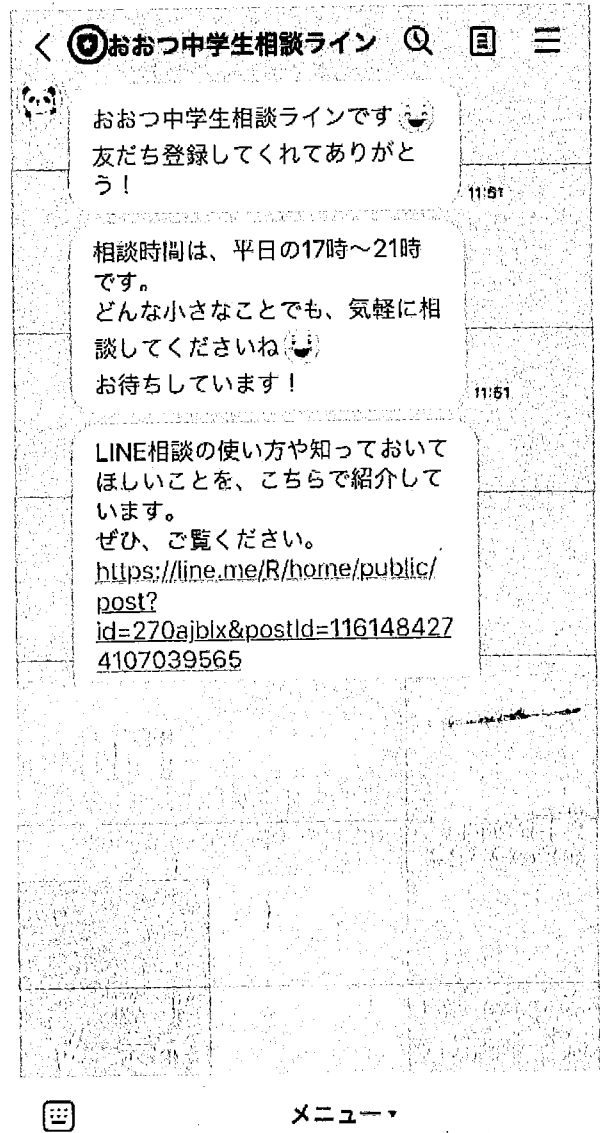
特徴と有効性

1. 中学生にとって相談のハードルが低く、気軽に相談できると考えられます。
2. 早い段階で相談窓口につながっていると考えられます。
3. 対応にはLINE相談特有の技術が求められます。
4. 相談者からは肯定的（相談対応に満足している）な反応が多い。

おおつこ相談LINEの位置づけ

気軽に相談できる相談窓口であり、中学生自身が、早期に相談できるという特徴を考えると、おおつこ相談LINEを次のような窓口として位置づけて、運用することが有効と考えられます。

1. 誰にも相談できなかった子どもも含め、相談窓口につながるきっかけとなります。
2. 相談者自身による問題・気持ちの整理を支援することができます。
3. 必要に応じ、適切な相談先につなげることができます。



ひらつか市民活動センターについて

ホーム (<https://www.hiratsuka-shimin.net/>) ▶
ひらつか市民活動センターについて

出会いと交流が生まれる"場"

ひらつか市民活動センターは、さまざまな分野の市民活動団体やボランティアなどで活動されている人たちや、これから活動しようとしている人たちを応援する施設です。

地域の「困った」や「こうだったらいいのに」の解決のためにご自分の持っている技術や経験などを生かしていきたいと考えている皆さんの「やってみたい」や、「何かしてみたい」「自分の力を役立てたい」を探すお手伝いをします。

ひらつか市民活動センターとは？

市民が社会的な課題の解決に向けて、自発的かつ継続的に取り組む活動を支援し促進するとともに、協働のまちづくりを推進することを目的としています。

非営利で公益的な活動をしている市民活動団体やNPO、ボランティアなどへの支援を行うとともに、より多くの市民が市民活動に参加していくための環境づくりを進めています。

4つの運営方針

1

誰でも気軽に参加でき、市民活動に関する多彩な催しを開催し、賑わいのある施設を目指します。

2

市民や市民活動団体等の相談に丁寧に対応し、顔の見えるつながりをつくりながら、支援・コーディネートを行います。

3

多様な市民や団体、企業や大学等との出会いと交流、連携・協働を進めていきます。

4

「おもてなしの心」を大切に、安心・安全で居心地のよい快適な施設を目指します。

出会いと交流、学びや相談、連携・協働を進める7つの機能

1.場の提供

ミーティングスペース、会議室、ロッカー・レターケース、印刷機・コピー機、貸出し機材、情報・図書コーナー、キッズスペースなど

▶ 詳しくはこちら
(<https://www.hiratsuka-shimin.net/guide/>)

2.交流の促進及びネットワークの構築

多種多様な組織間交流の促進と構築

3.各種相談

市民活動に係る団体設立や運営、助成金、会計、税務など相談

▶ 詳しくはこちら
(<https://www.hiratsuka-shimin.net/consult/>)

4.情報の収集と提供

市民活動に関する各種情報の収集と提供

5.学習の機会の提供

組織運営や資金調達、広報などの講座を提供

6.協働の推進

多様な組織の協働、コーディネート

7.調査及び研究

団体活動の実施調査、社会課題把握